４．持続的に発展し、豊かな暮らしを育むまち【暮らし・基盤】進捗状況集計

達成状況評価基準	令和８年度評価		事業総合評価	
	取組数	割合	取組数	割合
A【100%又は100%以上】…事業が完了　又は　目標以上成果があった	0	0.0%	0	0.0%
B【70%～100%未満】…検討課題がほぼなく　又は　あるものの事業を実施中	35	100.0%	33	94.3%
C【50%～70%未満】…事業の実施準備が完了　又は完了し事業に着手	0	0.0%	2	5.7%
D【20%～50%未満】…課題等への対応中　又は　事業の実施準備がほぼ完了	0	0.0%	0	0.0%
E【0%～20%未満】…未着手　又は　着手に向けて検討中	0	0.0%	0	0.0%

令和９年度事業の方向性							
区分		取組数	割合	区分		取組数	割合
A		0	0.0%	C	1	0	0.0%
B	1	32	91.4%		2	0	0.0%
	2	1	2.9%	D	1	0	0.0%
	3	2	5.7%		2	0	0.0%
					3	0	0.0%

※事業の方向性に関する説明は、【資料1】の1ページ目をご覧ください。

【暮らし・基盤】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略（新規・拡充）	令和８年度事業内容・実績（見込）	令和8年度評価	令和９年度の事業内容	令和9年度の方向性	事業総合評価	担当課
4 持続的に発展し、豊かな暮らしを育むまち【暮らし・基盤】								
1 土地利用								
1 総合的な土地利用の推進								
1	都市計画(線引き等)の見直し		立地適正化計画の中間評価とバリアフリー基本構想の策定を予定している。また、立地適正化計画とバリアフリー基本構想を連携させ、都市機能の集約・拠点形成と、誰もが安全・安心・快適に回遊できる都市環境の形成を一体的に推進することで、持続可能で暮らしやすい松田町の実現を目指す。	B	社会経済情勢の変化や駅前をはじめとする都市基盤整備の進捗状況、地域の課題等に適切に対応していくため、必要に応じて用途地域の見直しについて検討します。	B1	B	まちづくり課
2	松田町特定地域土地利用計画の見直し		「公有地の拡大の推進に関する法律」「国土利用計画法」に係る相談をはじめ、都市計画区域外における「神奈川県土地利用調整条例」に係る事前相談窓口を設けるとともに、県の規制面積要件の経過措置について、県に「引き続きお願いしたい旨」働きかけを行いました。	B	引き続き、「公有地の拡大の推進に関する法律」「国土利用計画法」に係る相談をはじめ、都市計画区域外における「神奈川県土地利用調整条例」に係る事前相談に対応していきます。 また、県土地利用調整条例による規制面積要件の経過措置について、注視するとともに関係課と連携しながら、対応していきます。	B3	B	政策推進課
2 新時代に向けた積極的な土地利用の推進								
1	良好な住宅地の整備・促進		道路後退用地整備に伴う登記委託業務・整備工事、宅地開発に伴う許認可業務、道路改良に伴う工事・委託業務を行いました。また、土地利用の変化に伴う道路拡幅に関して積極的に地権者交渉を実施しています。 令和８年度狭あい道路の改善に関する協議実績：２件	B	施策を推進するための道路整備及び宅地開発事業の指導を行います。	B1	B	まちづくり課
2	自然環境に配慮した開発事業の誘導		まちづくり条例に基づき、周辺や自然環境に配慮した開発指導（雨水排水の宅内浸透など）を誘導しています。	B	施策を継続的に推進するよう宅地開発事業の指導を行います。	B1	B	まちづくり課
3	町有地等の利活用の促進		旧寄中学校は、民間事業者が農林水産アカデミーの事業開始に向け、より効果的な事業が実施できるよう、令和6年度から行った校舎の改修工事が7年度に完了しました。また、公有地の利活用に向けて町営住宅の解体などに着手しながら、可能性調査の結果をもとに事業化の前提条件となる課題解決と新たな町有地の売却を見込んでいます。	B	公有地の利活用に向けて町営住宅の解体などに着手しながら、可能性調査などの事業化の前提条件となる各種課題の解決や新たに町有地の売却等を検討します。	B1	B	定住少子化担当室 総務課
3 国土（地籍）調査の推進								
1	国土（地籍）調査の推進		谷戸・谷津地区　7.0ha閲覧（R7測量分） かなん沢・中里地区　5.0ha測量・閲覧	B	かなん沢・谷津地区　5.0ha測量・閲覧	B1	B	まちづくり課

【暮らし・基盤】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略（新規・拡充）	令和８年度事業内容・実績（見込）	令和8年度評価	令和９年度の事業内容	令和9年度の方向性	事業総合評価	担当課
2 新松田駅・松田駅周辺の整備								
1 新松田駅南口駅前広場等整備事業の促進								
1	新松田駅南口駅前広場等整備		地権者との用地交渉を一部実施するとともに、小田急電鉄（株）へエレベーター設置に関する詳細設計委託を行いました。	B	引続き広場及び道路整備に向けて、地権者交渉を進めます。	B1	C	駅周辺事業推進担当室
2	新松田駅南口駅周辺道路の整備	新規	新松田駅南口駅前広場の整備に合わせ、調査検討及び権利者への事業説明を実施します。	B	新松田駅南口駅前広場以西の歩道整備等を目標として、過年度の設計委託の成果を基に土地家屋の調査等を実施し、調査結果を元に権利者交渉を行います。	B1	B	駅周辺事業推進担当室
2 新松田駅北口周辺整備の促進及び松田駅北口周辺整備の検討								
1	新松田駅北口周辺整備の促進	拡充	新松田駅周辺整備基本構想基本計画(H31.3月策定)に基づく令和7年12月の都市計画決定後、準備組合により本組合の設立へ向けて現況測量や建物補償費の算定、基本設計などの各種調査を進めています。	B	本組合が設立されたのち、権利変換計画認可に向けて実施設計(詳細設計)を実施します。	B1	B	駅周辺事業推進担当室
2	松田駅北口周辺整備の検討	新規	新松田駅周辺整備の進捗に合せ、整備区域に接続する道路網の整備について検討します。	B	引き続き新松田駅周辺整備の進捗に合せ整備区域に接続する道路網の整備について検討を進めます。	B1	B	駅周辺事業推進担当室
3 骨格的道路網（国道・県道・幹線町道）と生活道路								
1 道路網の整備								
1	関係機関に対する積極的な要望活動の実施		事業を推進するため、神奈川県に対し、町村会を通じた「県の施策・予算に関する要望」のほか、県議会議員を通じた「政党予算要望」などにより広く要望活動を実施した。 ・県道711号御殿場線高架下の道路拡幅 ・災害時の孤立対策　県道710号、県営土佐原林道整備	B	前年度同様、関係機関を通じて要望活動を行うことで整備を推進していきます。	B1	B	まちづくり課
2 町道・生活道路の整備促進、橋梁の計画的な維持管理								
1	町道等の効率的・効果的な整備		町道等の道路維持、道路改良を行うための地権者等との交渉業務から設計、工事発注、現場管理のほか道路拡幅に伴う補償・登記業務などを行いました。 ・町道2号線道路改良工事 ・町道寄11号線道路改良工事	B	安全性、利便性を考慮した中で緊急度合いを調整しながら計画的に整備を行います。 ・町道1号線道路改良工事 ・町道31号線道路改良工事	B１	B	まちづくり課
2	橋梁長寿命化修繕計画の推進		令和8年度については、22橋の点検委託、十文字橋の補修詳細設計を行いました。	B	橋梁長寿命化修繕計画に伴い、18橋の点検委託及び十文字橋の補修を行います。	B１	B	まちづくり課
3 歩道整備及びポケットパーク等の整備による歩行空間の確保								
1	駅周辺整備計画による歩道や憩いの場の整備		新松田駅周辺整備計画との連携を検討しました。	B	新松田駅周辺整備計画との連携を検討します。	B１	B	まちづくり課
2	生活環境を向上させる歩行空間の確保		道路改良工事に関する業務。用地交渉をし道路拡幅を実施し、歩行者及び車両通行の利便性を向上させました。 ・町道2号線道路改良工事 ・町道寄11号線道路改良工事	B	歩行空間の確保について、安全性、利便性を考慮しながら計画的に整備を行います。 ・町道1号線道路改良工事 ・町道23-1号線道路改良工事	B１	B	まちづくり課

【暮らし・基盤】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略（新規・拡充）	令和８年度事業内容・実績（見込）	令和8年度評価	令和９年度の事業内容	令和9年度の方向性	事業総合評価	担当課
4 公共交通								
1 鉄道運行体制の充実								
1	鉄道事業者への要望の継続・鉄道事業者と連携した事業の実施		鉄道事業者に対し、周辺市町と連携して要望活動を継続して行っています。 JR御殿場線においては、令和６年度から引き続き、沿線地域の活性化のため、周辺市町と協力して「マルシェトレイン」を11月28日に実施予定。「ごてんばせんネット」等を活用した情報発信を沿線地域と協力し、継続して実施します。	B	引き続き「御殿場線利活用推進協議会」及び「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、要望書の原案作成及び要望活動、沿線地域活性化事業（マルシェトレイン等）を実施します。	B3	B	政策推進課
2 バス交通等の充実								
1	路線バスの運行維持対策の推進		地域公共交通会議にて策定された「松田町地域公共交通計画」をもとに、地域のニーズに合った交通施策を模索してまいりました。会議等では、国や県の関係者にも出席いただくことで、最新の交通施策に関する情報を取り入れて、住民の方々による公共交通機関の利用と交通事業者の協力により、交通事業者が存続することができています。	B	地域公共交通会議にて策定された地域公共交通計画をもとに地域のニーズに合った交通施策を模索してまいります。交通事業者を取り巻く環境が厳しさを増していく中でも、引き続き地域の大切な移動の足を残すために、国や県の補助制度を活用し路線維持を行っていきます。 また、交通３施策を継続して実施し、公共交通の利用促進を測ります。	B1	B	政策推進課
2	効果的な交通施策の推進と新たな交通施策の推進	拡充	乗合バス運行事業・通学バス定期券助成事業・高齢者バス定期券助成事業といったバス交通主要３施策を推進することで、公共交通利用者の利用促進を行っています。 AIオンデマンドバス実証実験の結果を踏まえた新たな交通施策の検討と運行開始に向けた協議を、地域公共交通会議にて実施しました。	B	乗合バス運行事業・通学バス定期券助成事業・高齢者バス定期券助成事業といったバス交通主要３施策と「福祉タクシー券」等地域のニーズに合った交通施策引き続き実施します。 新たな交通施策については、令和８年度の利用状況も踏まえ事業内容の検討を進めていきます。	B1	B	政策推進課
5 住宅対策								
1 住宅の整備								
1	老朽化した町営住宅の解体		令和8年度は、空家となった町営住宅2棟について（仲町屋住宅１棟・中河原住宅１棟）解体を予定しています。	B	引き続き、老朽化している町営住宅（沢尻・仲町屋・中河原住宅）については、入居者との調整を図り、空家になり次第、順次解体をしていきます。	B1	B	総務課
2	民間等による住宅の整備		町外からの移住を推進するため、関係部署等と連携し、未利用町有地の有効活用に向けた検討を行う予定。	B	関係事業者や民間事業者等と連携し、専門知識や経験の活用を図りながら、未利用町有地の有効活用に向けた具体的な調整や検討を行います。	B1	B	総務課
3	住宅取得促進事業の推進及び新制度の研究・実行・周知		人口の社会増に向けた取組みとして、町内で、民間主導の宅地等の供給があることから、住宅の取得者に対し、補助事業を周知（窓口案内等）し、活用を促していきます。	B	人口の社会増に寄与する施策であるため、引き続き必要な事業額を確保し、住まいの確保を促していきます。 また、補助活用者に対しアンケートを実施し、町の各種施策推進の参考としていきます。	B1	B	定住少子化担当室
4	民間住宅の建設促進、良好な住宅宅地開発の誘導		まちづくり条例に基づき開発の内容を審査し、事業者と調整して良好な宅地開発を誘導しています（令和7年度実績：1件）。	B	施策を継続的に推進するよう宅地開発事業の指導を行います。	B1	B	まちづくり課
5	空家・空地の把握と利活用の推進		個別に空家の可能性が高い住宅の所有者に対し、通知等を発送し、対応を促していきます。更に、令和7年度に連携を開始した民間事業者に空家情報を共有することで、課題解決を推進します。	B	個別に空家の可能性が高い住宅の所有者に対し、通知等を発送し、対応を促し、所有者の事情に応じた解決策を連携事業者とともに提案していきます。	B1	B	定住少子化担当室

【暮らし・基盤】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略（新規・拡充）	令和８年度事業内容・実績（見込）	令和8年度評価	令和９年度の事業内容	令和9年度の方向性	事業総合評価	担当課
6 特定空家等取り壊し			危険な空家等の現状を確認し、所有者に対して維持管理等の依頼を実施しました。 対象件数：１件	B	危険な空家については引き続き調査を行い、危険な空家等の現状を確認し、所有者に対して維持管理等の依頼を実施します。	B2	B	安全防災担当室
7 空家・空地バンク制度の運用及び相談業務	新規	「空家・空地バンク」を引き続き開設し、所有者と活用希望者とのマッチングを行っていきます。 また、個別相談業務も同時に実施し、町の空き家に関する補助制度の紹介を通じ、空家所有者への対応を図ります。 その一環で、利活用が可能な空家等については、同バンクへの掲載に繋げ、空家活用を通じた住居の確保を図ります。	B	「空家・空地バンク」を引き続き開設し、所有者と活用希望者とのマッチングを行っていきます。 また、個別相談業務も同時に実施し、町の空家に関する補助制度の紹介を通じ、空家所有者への対応を図ります。 その一環で、利活用が可能な空家等については、同バンクへの掲載に繋げ、空家活用を通じた住居の確保を図ります。	B1	B	定住少子化担当室	
6 ごみ処理対策								
1 ごみ収集・処理対策								
1 ごみの分別収集の推進			町広報及び町公式サイトやイベント等を活用し、ごみの分別及び減量化、再資源化についての啓発を行うと共に、希望者にコンポスト容器及びペットボトル圧縮機を配布しています。 また、外国人の住民を対象に、ごみの分別表の英語版を配布しています。	B	ごみ分別表の配布、町広報及び町公式サイトやイベント等を活用した啓発やコンポスト容器及びペットボトル圧縮機等の普及促進により、ごみの分別及び減量化、再資源化を図ります。 また、外国人の住民を対象とした多言語での案内の充実を図ります。	B1	B	環境上下水道課
2 リサイクル活動団体への助成			資源ごみの回収を実施した登録団体を対象にリサイクル活動団体等奨励金を交付し、活動を促進しています。	B	奨励金の交付については現行制度を継続し、登録団体の活動を促進するとともに、広報等により制度の周知及び登録団体の増加に取組みます。	B1	B	環境上下水道課
3 ごみの減量化の推進			家庭用のコンポスト容器及びペットボトル圧縮機を配布するとともに、3Rを周知・啓発することでごみの減量を推進しています。 また、衣類等の再利用や再資源化の実現に向けた研究に取り組んでいます。	B	町広報及び町公式サイトやイベント等を活用し、ごみの分別及び減量化、3Rについての啓発を行うと共に、衣類等の再利用や再資源化の実現に向けて取組みを推進します。	B1	B	環境上下水道課
7 水道事業								
1 経営の健全化								
1 水道使用料適正化の検討	拡充	所要の手続き（審議会や議決）を経て決定した改正水道料金について、説明会の開催や広報紙により町民に周知応報を図り、10月請求分から運用を開始した。	B	令和８年度途中の料金改定を踏まえ、年度ごとの経営状況の検証を実施し、必要に応じて審議会等で対応を検討していく。	B1	B	環境上下水道課	
2 経営の健全化	拡充	議会の議決を経て改定した水道料金を財源の根幹とし、経営の健全化に向けた事業推進を図っている。	B	令和８年度の料金改定を経た経営状況の分析により、経営状況の改善度合いを測り、さらなる経営改善の必要性を確認する。	B1	B	環境上下水道課	
2 施設整備と維持管理の充実								
1 給水管の布設替えと施設の更新・整備	拡充	料金改定検討時に見直した施設更新計画に則り、令和９年度以降の事業実施に向けた準備を進める。	B	施設更新計画に則り、ポンプや電気計装に加え、管路の更新も計画的に実施する。	B1	B	環境上下水道課	
2 水質管理計画に基づく水質管理		県水道水質管理計画及び町水質検査計画を踏まえ、法定の水質基準に基づき、検査を実施しています。 リスクの高い、湧水利用箇所については、機器設置等により安全性を確保します。	B	県水道水質管理計画及び町水質検査計画を踏まえ、法定の水質基準に基づき、検査を実施します。	B1	B	環境上下水道課	
3 水道の満足度向上								
1 水道事業の情報発信と開示	新規	水道料金改定（値上げ）を実施する中で、町水道水の安全性やおいしさの特徴を強く発信し、理解の醸成に取り組みました。	B	他市町村の事例を参考に、ターゲットを絞った情報発信等、普及啓発活動を実施する。	B1	B	環境上下水道課	

【暮らし・基盤】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略（新規・拡充）	令和８年度事業内容・実績（見込）	令和8年度評価	令和９年度の事業内容	令和9年度の方向性	事業総合評価	担当課
8 下水道・生活排水施設整備								
1 公共下水道事業長寿命化の推進								
1	下水道事業の推進と経営基盤の強化		重要施設（避難所等）への接続管路耐震化を優先して進めるために、これまでの更新計画における優先順位の見直し等を行っています。 また、料金の見直しも含めて経営基盤の強化策を検討するため、審議会の招集を図ります。	B	審議会における審議を重ね、答申をいただいた後、町の方針を決定し、料金改定を含めた対応を図る。	B１	B	環境上下水道課
2 生活排水処理の推進								
1	合併処理浄化槽整備の推進		合併処理浄化槽の整備費及び維持管理費の補助を行うことで、合併処理浄化槽への転換の促進に取り組んでいます。	B	設置費補助金及び維持管理費助成金制度を引き続き運用するとともに、広報及びホームページによる啓発、対象者への戸別訪問等により、合併処理浄化槽への転換を促進していきます。	B1	C	環境上下水道課